

## 理 由 書

現在、御代田町の可燃ごみは民間事業者に委託処理しており、将来に向けての安定的な可燃ごみ処理の確保が最重要課題となっている。このような状況の中、御代田町ではこの可燃ごみ処理について、平成20年に長期的には「佐久地域に一つの焼却場の建設が望ましい」という基本方針を決定し、佐久地域全体での処理の実現にむけて取り組んできた。

平成22年10月、佐久市、軽井沢町、立科町は、老朽化した佐久市・軽井沢町清掃施設組合（佐久市・軽井沢町）が運営する「佐久クリーンセンター」、及び川西保健衛生施設組合（佐久市・立科町・東御市）が運営する「川西清掃センター」の既設2施設の後継施設として、両施設を統合した新ごみ焼却施設を新たに設置する一部事務組合で整備・運営するとともに、既設2施設を解体撤去したうえで廃止する基本合意がなされた。

平成22年11月、佐久市より建設候補地の隣接地である御代田町への協力要請をうけ、御代田町として、佐久市、軽井沢町、立科町の新たなごみ焼却施設に、共同処理の正式な一員として参加させていただきたい旨を佐久市にお願いした。

平成22年12月、佐久市において、公募により応募申請された地区の中から、佐久市新ごみ焼却施設建設候補地選定委員会による調査検討の結果、総合的な適性評価で第1順位となった佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍を建設候補地に決定され、平成26年5月、建設地として佐久市と建設候補地の佐久市平根地区において基本合意がなされた。

平成23年7月、佐久市、軽井沢町、立科町のほか、ごみ処理対象区域に御代田町及び南佐久郡全町村が加わるとともに、ごみ焼却処理方式をストーカ式焼却炉とすることが決定された。

平成23年8月、ごみ処理対象区域の構成自治体において、佐久地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、同年12月、環境省の承認を受け、平成25年9月、変更計画を提出し、平成26年3月、同省の承認を受けた。

平成24年7月、新ごみ焼却施設（以下「新クリーンセンター」という。）建設に係る環境影響評価方法書を公告、平成26年4月、準備書を公告、平成27年4月を目途に評価書を公告し、周辺環境との調和に十分配慮した施設整備計画を進めている。

平成25年6月、新たな一部事務組合の構成団体を佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町とすることとし、組合名称は「佐久市・北佐久郡環境施設組合」とした。平成26年8月、県知事の許可を受け、同年10月に一部事務組合を設立した。

以上により、御代田町の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与し、将来に向けた安全安定、安心なごみ処理体制を維持していくため、佐久市上平尾字上舟ヶ沢及び棚畑地籍に「佐久市・北佐久郡環境施設組合クリーンセンター」を都市計画決定するものである。